一般競争入札における入札参加者が1者の場合の取り扱いについて

適正な競争確保を図るため、入札参加者が1者のみの場合における取り扱い について下記のとおりとする。

記

- 1. 市が発注する建設工事に伴う一般競争入札において,入札参加者が1者の みの場合は、当該入札を取り止めるものとする。
- 2. 入札の公告文には、「入札の参加者が2者に満たないときは、入札を取り止める。」旨を明示する。
- 3. 入札を取り止める場合
- (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限において、1者のみの申請だった場合
- (2) 事前審査において、競争参加資格確認後、参加資格有りの者が1者のみ となった場合
- (3) 電子入札の入札書提出締め切り時において、入札参加者が1者であった場合

ただし,低入札価格調査により失格となった入札者については,入札 参加者として取り扱う。

- (4) とりおりにより入札参加者が1者となった場合
- (5) 事後審査において、競争参加資格確認後、参加資格有りの者が1者のみ となった場合
- 4. 入札を取り止めた案件を再公告し入札を行う場合は、原則、入札参加資格等の見直しを行うものとする。
- 5. 特例的な取り扱い
- (1) 一般競争入札に付するもののうち、過去の応札状況等から判断して複数 の参加が見込めない案件については、事前に常陸大宮市建設工事等入札 参加者資格審査会において、1者のみの入札の場合でも入札を実施する か否かの決定を行うものとする。

(2) 1者のみの入札の場合でも入札を実施する場合には、入札の公告文に、「入 札参加者が2者に満たないときは、入札をとりやめる。」旨の明記はしな いものとし、入札参加者が1者であった場合でも、有効なものとして取 り扱うものとする。

【適用範囲及び時期】

平成27年3月1日以降に公告する工事から適用する。